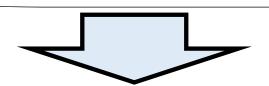
## 現在、マイナ免許証等を持っていない方で、マイナ免許証等の取得を希望される方へ



- ※1 デジタル庁等は、マイナンバーカードの早めの更新手続を推奨
- ※2 マイナンバーカードは、申請から交付まで1か月程度要する



## 新しいマイナンバーカードの**交付申請中**である場合

- ☆ 新しいマイナンバーカードの交付後にマイナ免許証等の取得をお勧めします。
- 新しいマイナンバーカードの交付申請中に現在保有しているマイナンバーカードをマイナ免許証にすると、新たに交付されるマイナンバーカードには免許情報が引き継がれません。
- 新しいマイナンバーカードの交付を受けた後、再度、新しいマイナンバーカードに、免許情報の記録が必要です。(手数料が別途必要です。)

## 新しいマイナンバーカードの**交付申請をこれから行う**場合

- マイナ免許証等の免許情報が新しいマイナンバーカードに引き継がれるためには、マイナンバーカードの有効期限までに、オンラインで、マイナンバーカードの交付申請を行い、その中で、マイナ免許証等継続利用の申請を行う必要です。
- 新しいマイナンバーカードに正しい免許情報が記録されていない場合は、 再び免許情報の記録が必要です。(手数料が別途必要です。)



誕生日

1か月後

マイナンバーカードが失 効している場合

- 失効したマイナンバーカードをマイナ免許証等とすることはできません。
- 新たなマイナンバーカード の交付を受けた後にマイナ免 許証の取得手続をしてください。